

大槌町告示第 129 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 4 日

大槌町長 碇 川



1 都市計画の名称

大槌都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 27 地割、上町、本町、栄町、須賀町、大町、末広町、新町の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町安渡 1 丁目、安渡 2 丁目、安渡 3 丁目、大槌第 26 地割、大槌第 27 地割、大槌第 28 地割、大槌第 29 地割、港町の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町赤浜 1 丁目、赤浜 2 丁目、赤浜 3 丁目、吉里々々第 23 地割、吉里々々第 24 地割、吉里々々第 27 地割の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里 1 丁目、吉里吉里 2 丁目、吉里吉里 3 丁目、吉里吉里 4 丁目、吉里吉里第 29 地割、吉里吉里第 30 地割の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 20 地割、小槌第 22 地割、小槌第 23 地割の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町大ヶ口 1 丁目、大ヶ口 2 丁目の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 14 地割、大槌第 15 地割、大槌第 16 地割、大槌第 17 地割、大槌第 23 地割の各一部の区域。

3 都市計画から除外する土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町栄町、須賀町、大町、新町の各一部の区域。港町、安渡 1 丁目、安渡 3 丁目の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町赤浜 1 丁目、赤浜 2 丁目の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里 1 丁目、吉里吉里 2 丁目、吉里吉里 3 丁目、吉里々々第 14 地割の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 28 地割の各一部の区域。大槌第 17 地割、大槌第 22 地割、大槌第 25 地割の各一部の区域。

4 縦覧場所

大槌町役場 復興局 復興推進課